

2. 事業の目的と概要	
<p>(1) 事業概要</p>	<p>パレスチナの女性は占領の抑圧だけでなく、「家父長制による男性優位のアラブ社会」というストレスを抱えた男性からの暴力、家庭外の活動に対する制約などの困難に直面している。特に東エルサレムのシルワン地区およびアットゥーリ地区では地理的・歴史的背景や閉鎖的な部族社会という点から、女性たちはさらに厳しい状況におかれている。しかしながら、女性たちは暴力を公にできず、自身の権利を認識したり経済活動へ参加したりする機会もなく、現状を受け入れざるを得ない。</p> <p>そこで本事業では、女性たちが自らの権利を学ぶ研修を行うと同時に、収入手段を得るための職業訓練を実施する。権利について知ると同時に、女性が実際に行動を起こして成功体験を得ることで、エンパワメントの相乗効果を目指す。また、女性の地位向上には男性の理解が欠かせないことから男性を巻き込み、世代を超えた悪循環を止めることを念頭に、青少年の参加も得ながら現地 NGO とともに活動を実施する。</p> <p>Due to Arab conservative culture which is strengthened by Israeli occupation, Palestinian women are suffered from many restrictions and it is hard for them to access the labor market. This project provides vocational training for women and awareness sessions to men and adolescents, so that the women can start their own small business.</p>
<p>(2) 事業の必要性と背景</p>	<p>◆ イスラエル占領下の東エルサレム</p> <p>近年、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区ではイスラエルによる占領に加え入植地の拡大が加速、土地収奪や家屋破壊、分離壁の建設が継続されている。このような占領の現実にはパレスチナの人びとの暮らしに大きな影響を与えている。例えば、人の移動や輸出入がイスラエルの管理下にあり、これらに対して大きな制限をかけられていることから経済が停滞し、パレスチナ内では常に仕事が不足している。2018年の失業率はパレスチナ全体で31%（西岸19%、ガザ52%）、うち若者（19～29歳）の失業率は全体で44%（西岸27%、ガザ69%）にも上る¹。特にパレスチナ人女性の置かれた状況は厳しく、労働市場への進出は20%に満たず世界でも最低レベルである²。</p> <p>エルサレムは国際法上イスラエルとパレスチナ双方に帰属するが、事実上はイスラエルが実効支配している。東エルサレムに居住するパレスチナ人はイスラエル人と同基準の税金を納めているが、パレスチナ人がエルサレム全人口の37%を占める一方、社会福祉サービスの予算割合は西エルサレム（イスラエル人居住区）と東エルサレムで9:1と不平等である³また、エルサレムでパレスチナ人が得られる労働の選択肢は限られており、東エルサレムで仕事が見つからない場合は西エルサレム側で仕事を求めることになる。その大半は建設業、工場、清掃員などであり、日雇いの場合も多い。やむ無く入植地で働かざるを得ないことも多く、経済活動に制限と矛盾を抱えている。仕事を得られても賃金は低く、エルサレム内のパレスチナ人の貧困率は76%にもものぼる⁴。</p> <p>また、西岸側C地区や東エルサレムでは無作為にパレスチナ人（特に男性）がイスラエル兵に呼び止められIDチェックや身体検査が行われているが、住民と兵士、警察間の小さな衝突が後を絶たない。さらに、パレスチナ人男性の多くは明確な理由や裁判もなしに長期間拘留されることもあり、女性が家計を支える場合も少なくない。</p> <p>パレスチナの人たちはこのように社会全体として低開発状態に置かれており、日常</p>

¹ PCBS (Palestinian Central Bureau Statistics) 2019/4/30 report

² PASSIA diary factsheet 2019 (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs) (データはPCBS2016年現在)

³ PASSIA2019 (データはPCBS2016年現在)

⁴ UNDP/PAPP 2018 report "Right to Education Final Evaluation Report" (<https://erc.undp.org/evaluation/documents/download/11384>)

的に抑圧や人権侵害、さまざまなストレスと恐怖にさらされている。

◆ **パレスチナ内でも厳しい状況下にあるシルワン地区、アットゥーリ地区**

東エルサレムは 17 地区から成るが、本事業対象地のエルサレム県シルワン地区（Wadi Hilweh を含む。人口約 19,270 人）とアットゥーリ地区（人口約 13,090 人）はあわせてエルサレムのパレスチナ人人口の約 10%を占める⁵。1948 年にイスラエルが建国を宣言した際、他の地域からすべてを失った避難民が多く流入したことから、東エルサレムの中でも貧困層が多い地域のひとつとされている。また、イスラム教、ユダヤ教、キリスト教共通の聖地である旧市街や西エルサレムに接しており、宗教的・政治的な理由でイスラエルによる家屋破壊や土地収奪が頻発する地域でもある。それに伴いイスラエル軍や警察と住民が対峙・衝突することも多く、常に暴力と土地収奪の脅威に晒されている。また、不当に拘留された男性家族（父親・息子）のための保釈金も家計の大きな負担となっている。

◆ **家父長制が残るアラブ社会や保守的な部族社会がもたらす女性への影響**

パレスチナは家父長制が根強く残るアラブ社会であり、男性に対する家長としてのプレッシャーが大きい。この点が占領下のストレスに加え、男性にさらなるストレスを与えているが、そのはけ口として女性や子どもが男性からの暴力にさらされていることもまた、パレスチナ社会の特徴としてあげられる。このようにパレスチナ社会における男性からの女性や子どもに対する暴力は、占領の現状と無縁ではない。

本事業の対象地区は、特に保守的な地域・部族社会として知られている。女性は男性家族の同伴や許可なしには外出できない。男性が家計を握り、女性が家族や自分のために自由に使えるお金はなく、遺産相続の権利もない。また、女性の中には家計を助けるために外で仕事をしたいと思っても実行するだけの知識や技術を得られない場がない、家族の同意が得られない、家庭内の力関係により自分の希望を述べることをすらすらできないという理由でやりたいことを諦める人も少なくない。

さらに、こうした環境下で育つことにより男性から女性への暴力に違和感をもたない男性が多く、自然と子どもも同様の認識を持つことになる。また、女性も自分の権利を認識することなく現状を受けいれてしまう。家庭内暴力を女性が告発すると「家族の不名誉」として罰せられ、家族により殺害されることもある。そのような恐怖から暴力を受けていることを誰にも相談できないため問題が公にされず、世代を超えて暴力が悪循環している。さらには、女兒の優先度の低さや経済的負担の軽減のために、女兒を早婚させる家庭も少なくない。

◆ **女性に対するエンパワメントの重要性**

『2015 年年度国別ジェンダー情報整理調査パレスチナ最終報告書（JICA）』によると、「女性の労働参加率は 20%に満たない。公共セクターに比べ、民間セクターへの進出は特に進んでいない。女性の就く職や教育分野は『女性にふさわしい』ものであるべきだという社会規範が女性たちの選択肢を狭めているばかりでなく、雇用者側にも女性労働者に否定的なジェンダー・バイアスが存在している。」同じく報告書では、経済面だけのエンパワメントのみならず、ジェンダーに基づく暴力（GBV）対策も含めた世帯内あるいはコミュニティにおける女性の発言力の強化をはじめとした政治的・社会的エンパワメントの促進を含有したものとして進めていくことが望ましいとされている。

⁵ PASSIA2019（データは PCBS2016 年現在）

	<p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (4.4、4.5、4.7に該当)</p> <p>目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う (5.1～5.5に該当)</p> <p>目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する (10.2、10.3に該当)</p> <p>目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する (16.1、16.2、16.3、16.7に該当)</p> <table border="1" data-bbox="336 546 1414 846"> <tr> <td>ジェンダー平等</td> <td>環境援助</td> <td>参加型開発 / 良い統治</td> <td>貿易開発</td> <td>母子保健</td> <td>防災</td> </tr> <tr> <td>2:主要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>1:重要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> </tr> <tr> <td>栄養</td> <td>障害者</td> <td>生物多様性</td> <td>気候変動 (緩和)</td> <td>気候変動 (適応)</td> <td>砂漠化</td> </tr> <tr> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> </tr> </table> <p>参照 1 : https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf (43ページ～)</p> <p>参照 2 (防災, 栄養, 障害者は以下を参照。) https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)52/en/pdf (6ページ～)</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>家庭に留まらざるを得なかった女性たちに対し、労働市場に参画するための技術の習得と機会を提供するという点において、対パレスチナ国別開発協力方針の重点分野である「人間の安全保障に基づく民生の安定と向上」に資すると言える。</p> <p>●「TICAD VIおよびTICAD 7における我が国取組」との関連性</p> <p>中東での活動のため、関連性なし。</p>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発 / 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	栄養	障害者	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発 / 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化																				
0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
(3) 上位目標	エルサレム県シルワン地区およびアットゥーリ地区の女性が技術を習得して収入を得ることが出来るようになり、地域において女性が働くことへの理解が深まる。																								
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	<p>東エルサレムのシルワン地区およびアットゥーリ地区において、女性が社会的にエンパワメントされる。</p> <p>指標：職業訓練参加者の50%の女性が小規模ビジネス等を開始する。</p> <p>(1年次) 対象地の女性が収入を得るための技術を習得すると共に、男性と平等に権利を保持していることについて知る。</p>																								
(5) 活動内容	<p>【1年次】</p> <p>1-1：女性への職業技術訓練 (4職種、各10名)</p> <p>(ア) 研修生の選定</p> <p>事業対象地の女性の中で、年間を通して研修を受ける意志があり、且つ家族の同意が得られる女性を選定する。各職種で希望者が10名を超過した場合には、より貧困な家庭の女性を優先して参加してもらう。</p> <p>(イ) 事業マネジメントや予算計画、広報の研修</p> <p>40名の女性に対し、今後自分でビジネスを開始することを念頭に置き、事業のマネジメントや予算管理などの研修に関しては2グループに分けてそれぞれ計8時間、週2回のペースで各グループ合計8回、1回につき1時間程度の研修を実施する。また、現地では、路上やバザーでの販売、SNSを通じた個人での商売も多いことから、</p>																								

戦略的に売り上げを向上させられるよう、方向性の定まった参加者に対し、個々のビジョンに合わせた広報の研修もグループを2つにわけてそれぞれ計8時間、週2回のペースで各グループ合計8回の1回につき1時間程度の研修を併せて実施する。

(ウ) 各職種職業技術訓練

40名の女性に対し、以下の職種を選択してもらい、それぞれ5か月間で、洋裁・ファッションデザイン（計70時間、進捗にあわせて研修回数23回～35回、週2回のペース）、パン・焼き菓子作り（計40時間、研修回数14回、週2回のペース）、メイクアップ（計30時間、進捗にあわせて研修回数10回～15回、週2回のペース）、石鹸とキャンドル作り（計30時間、研修回数10回もしくは15回、週2回のペース）の4つコース（職種）を開催する。各コースとも毎回2～3時間程度を想定する。なお、職種についてはAWCの調査に基づいて、地域の女性から要望や市場の需要が多いものを選定しており、店舗を構えなくても小規模で商売が出来るというものという視点も含まれている。各参加者の進捗を記録し、フォローアップを行うことで知識や技術の定着を図る。事業終了後の資機材に関しては、AWCに移管する。

1-2: 学びの実践と情報共有の機会の提供（バザーの開催）

職業訓練で習得した技術を使い実際に収入を得る体験をするため、地域でのバザーの開催および外部のバザーへの出展を行う。その時に商品の売れ行きや購入者の意見などを集約し、商品の改善につなげる振り返りのセッションを実施する。その際、1-(1)(イ) ワークショップ等開催費において会場の借用や、バザーに必要な机やイスなど備品の準備を行う。また、職種を超えて自分の成果や得た経験・反省などについて、お互いに情報共有する場を設ける。

2-1: 各種研修の実施（研修時期の詳細は別紙の「15_事業スケジュール詳細」参照）

対象地域の人たちが外出を含む女性の経済活動について理解し、女性自身も経済活動の権利があることを知り行動を起こすきっかけになるよう、男性・女性・青少年各50名を対象に、男性には2～3か月間、女性には6か月間、青少年には休みを利用して合計3か月間で以下の研修を実施する。選定方法はこれまで物資配布事業を実施した経験等から対象地の貧困家庭に優先順位を置く。

研修内容	対象	研修詳細
基本的人権	女性・男性・青少年各50名 ※50名を3グループに分けて実施（以下同じ）	男性：合計6時間、研修は4回で2～3週間ごとでジェンダーも含む。 女性：合計15時間、研修は9回、1週間ごと 青少年：合計15時間、研修は9回、1週間ごと
ジェンダー、ハラスメントと対処法	女性・青少年各50名	女性：合計48時間、研修27回、1週間ごと、 青少年：合計48時間、研修27回、1週間2回
論理的・批判的思考	女性・青少年各50名	女性：合計3時間、研修3回、 青少年：合計9時間、研修6回、1週間2回
コミュニケーションスキル	女性・青少年各50名	女性：合計6時間、研修6回、1週間ごと、 青少年：合計12時間、研修9回、1週間2回
リーダーシップ	女性・青少年各50名	女性：合計6時間、研修3回、1週間ごと、 青少年：合計18時間、研修9回、1週間2回

2-2: 他地域（先進事例）へのスタディツアー（2回/年）

1-(1)(イ)ワークショップ等開催費を使用して、北部 Kfar Kama 地区（1日間の行程で4月を訪問予定）、ゴラン高原の Druze 地区（1日間の行程で6月に訪問予定）といった、女性の外出が認められる、女性の職業進出が進んでいるコミュニティを訪問し、女性の権利を認めるに至ったコミュニティの形成ならび維持に関する説明を受け、意見交換を行う（スタディツアーの実施）。参加者は、毎回、男性（青少年もふくめて）50名、女性50名（青少年もふくめて）を想定。同行者は、AWCとJVCスタッフ。訪問先に到着後、午前中は各地域の概要、歴史を地域住民からの話やビデオで説明を受け、その後お昼時間からは地域内での女性が主体となる活動の現場、村の歴史を知る施設など地域内を訪問する。その中で、活躍する女性や、女性が活躍することにメリットを感じている住民からの話を聞き、多様性や新しい家庭の在り方について考える機会を設ける。また、ツアー後にはお互いの気づきを通じて新しい視点などを得てもらうこと、必要に応じて活動内容を修正することを目的としたツアー参加者間で意見を交換する場を設ける。ツアーの男性参加者に対しても、ジェンダー、ハラメントに関するトピックも話していく。

*** COVID-19 対策**

イスラエル政府の COVID-19 対策に従って上記の各活動実施をする。（例：人数制限を実施する。）集会ができる場合でも、参加したがない参加者がいることも考慮して、適宜オンラインでの実施も検討する。また、集会の際は換気を行う、共同で利用する機材を消毒するなど感染予防を徹底する。

【2年次】

1年次の参加者のフォローアップと、新しい対象者に対して1年次と同様の職業訓練および研修を実施する。

1-1～2-2の活動に関しては、1年次と同様の内容で実施する。ただし、1年目の経験を踏まえて若干の内容修正を行う可能性あり。

1-3: 1年次の参加者のフォローアップ

1年次の職業訓練を終了した参加者の中で、就職希望者に対してはCVの書き方についての講習を実施する。また、自分でビジネスを始めたい参加者については、小規模なビジネスへのスポンサー制度への応募のサポートを行う。また、それ以外の参加者についても、個人のビジネスの進捗確認などのフォローアップを実施する。

1-4: 1年次と2年次の参加者の経験交流（職業技術訓練参加者対象）

1年次の参加者で成功している人が自身の経験や変化について、2年次の参加者に共有する。

2-3: 1年次と2年次の参加者の経験交流（女性・男性・青少年参加者対象）

1年次に研修やスタディツアーを通して女性の経済活動に対する意識が変化した男性や青少年と、2年次の参加者の経験交流を実施する。

裨益人口（※この欄に直接裨益人口と間接裨益人口を記してください。）

【1年目】

直接裨益者：上記地域の女性（50人）、男性（50人）、青少年（50人※男女比1:1）

間接裨益者：1,000人（各家庭×その家族や隣人・友人など20人）

【2年目】

直接裨益者：1年目の参加者の女性たち（50人）と、新参加者の女性（40人）、男性（50人）、青少年（50人※男女比1:1）

間接裨益者：2,000人（各家庭×その家族や隣人・友人など20人）

<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>【1年目】</p> <p>期待される成果①：対象地の女性が収入を得るための技術を習得する。 指標：職業訓練に参加した女性の8割が、学んだ技術を使って実際に収入を得る（個人ビジネス、就職を含む）。 確認方法：訓練開始前と訓練終了後、それぞれに質問票ならび進捗レポートで確認</p> <p>期待される成果②：直接裨益者の家庭やその周辺において女性の権利への理解が進む。 指標： ・研修に参加した女性の7割が人権、ジェンダーに関する知識が向上する。 確認方法：研修開始前と研修終了後、それぞれに個別試験を実施。女性に関しては実施中にAWCによるオブザベーションでも確認する。 ・研修に参加した男性の5割が、家族の女性が経済活動のために一人で外出することを認めるようになる。 確認方法：研修開始時と研修終了時にそれぞれ個別試験を実施。 ・研修に参加した青少年の8割が女性も男性と同様の権利を有していることを知る。 確認方法：研修開始時と研修終了時にそれぞれ個別試験を実施</p>
<p>(7) 持続発展性</p>	<p>AWCは事業対象地において13年間活動しており、本事業終了後も活動を継続する可能性が極めて高い。一方、一年単位での職業訓練を行うのは初めてのため、活動参加者の訓練成果や女性の権利に対する考え方の変化については、当団体とともに本事業の活動やモニタリング評価を経験することにより、今後も継続できるようにする。</p> <p>活動参加者においては、AWCおよびJVCによるモニタリングとフォローアップにより成果の定着と持続性の確保に努める。職業訓練に関しては、プロジェクト期間が終了した後も、受講した女性たちが具体的な相談がある場合、すでに過去行っているようにAWCがもっているネットワークを通じて、技術面に関しては本事業のトレーナー、女性起業家、団体等を紹介し、受講者が適切なアドバイスをもたらえるようにする。また、受講者が立ち上げたビジネスがうまくいかない場合は、AWCスタッフがビジネスの現状を分析しアドバイスを行う。また資金面に関しては、無利子かつ小規模を対象とした金融機関・団体を紹介していく。また、パレスチナは家族や親せきの人数が多く、この事業の参加者たちによりそれぞれの経験を家族内・親せき内で共有され、コミュニティ全体に拡がり、女性の労働市場への参画への理解が徐々に拡がる事が期待できる。また、女性の経済活動について理解のある男性が地域内に既に複数名いることから、彼らの研修参加を促す。その結果、彼らの女性の権利や社会参加に対する知識・理解が向上し、事業終了後に今以上に女性の経済活動への理解を深め、周囲の男性の考え方に良い影響がもたらされることが期待できる。</p>